

瑞穂市監査委員告示第 1 号

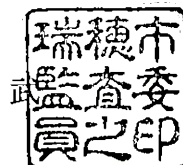
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年9月12日

瑞穂市代表監査委員 井上和子



瑞穂市監査委員 堀



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当	
行政監査 (郵便切手等) H27.9.15 ～ H28.2.5	全課	1 受払簿について					
		意見	・郵便切手受払簿の整備について郵便切手等を購入した日に使用する場合、郵便切手受払簿に受払状況を記録している部署としていない部署が存在することから、事務処理方法の統一に努めていただきたい。	措置済	購入した切手を即日使用する場合においても、郵便切手受払簿に受払状況を記入するよう統一した。	総務課他	
		意見	・郵便切手受払簿の様式について現在の郵便切手受払簿の様式に不都合が生じていたり、必要のない手続を行うよう定められていたりするのであれば、実務に即した様式とするよう検討していただきたい。	不(未)措置	現在のところ不都合となっていない。引き続き本様式を使用するよう周知する。	会計課	
		2 郵便切手等の保管について					
		結果	郵便切手等は換金が容易であるため、施錠ができない場所で保管している部署においては、紛失・盗難防止の観点から、保管方法を改めるべきである。	措置済	施錠できる場所で保管することとした。	医療保険課他	
			タクシー券は換金が容易であるとは言わないが、無断で使用される可能性も考えられることから、保管する者を定める等、現金と同様に適切に保管するべきである。	措置済	各施設で保管者(保育所長等)を定め、施錠可能な場所で保管することとした。	幼児支援課他	
		3 在庫管理について					
		意見	郵便料金の価格変更が行われる前に購入され、現在では単独で使用できない郵便切手等については、金額を組み合わせる優先的に使用する等、計画的な使用、保管数量の適正化を図っていただきたい。	措置済	郵便料金変更のため単独で使用できない郵便切手等については、金額を組み合わせる優先的に使用することとした。	健康推進課	
				措置済	2円切手を購入し、価格変更前の切手を優先使用した。	生涯学習課	
		4 郵便切手の購入について					
意見	当該年度内に必要でないことが明らかである場合は、次年度予算で購入するよう改めるとともに、適切な予算積算に努めていただきたい。	改善進行中	今後は在庫管理とともに適切な予算積算に努める。	図書館			
5 支払区分について							
意見	合理的な理由がないのであれば、資金前渡ではなく、郵便切手類販売所等に関する法律に基づく郵便切手類販売者から購入するよう改めていただきたい。なお、資金前渡によるのであれば、資金前渡職員宛の領収書を徴するよう、規則に基づいた処理をしていただきたい。	措置済	資金前渡で購入する理由を調査し、特別な理由がない場合は郵便切手類販売者から購入するよう指導した。	学校教育課			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当
行政監査 (郵便切手等) H27.9.15 ～ H28.2.5	全課	6	使用目的について			
		結果	金額の多寡にかかわらず、公費で購入した郵便切手を業務と無関係の目的で使用すべきではない。学校の担当者から、「今後においては訂正し適正に処理します」と回答を受けたことから、教育委員会においては、市内にある全ての学校に対し、適正に処理するよう指導するべきである。	措置済	公費で郵便切手を購入しているため、私的や目的外で使用することがないように指導し、学校訪問の際にも点検することとした。	学校教育課
定期監査 H28.2.5	・西保育・教育センター ・幼児支援課 ・教育総務課	意見	・支払遅延について 請求の遅い業者に対しては、迅速な支出事務を行うため、市から確認の連絡を入れる等、組織全体で支払遅延が生じることのないよう、再発防止を徹底していただきたい。	措置済	請求書記載内容の確認を徹底し、請求の遅い業者には市から連絡を入れ、迅速かつ正確な支払事務を行う。	幼児支援課
		意見	・支出負担行為日について 平成23年8月に開催された会計事務研修資料の事例研究6で支出負担行為日の判断は、「月ごとの合算請求の場合は、締日を支出負担行為日とする」と示されている。会計事務処理の統一を図っていただきたい。	措置済	現在は納品の最終履行確認日をもって支出負担行為日として統一している。	幼児支援課
				措置済	現在は締日一括又は納品日(最終日)で整理するよう周知している。	会計課
		意見	・予算の流用等について 多額の予算流用がされていることから、予算の積算が過大ではなかったかとの疑問が生じる。また、予算の不足及び執行誤りも、例年同様に生じているため、予算の積算並びに執行を適切に行っていただきたい。	措置済	予算流用が生じないよう、計画的に執行を行なう。	教育総務課
		意見	・備品登録について 入力ミスとの回答であるため、直ちに備品台帳の修正を行っていただき、今後は同様の誤りが生じないよう、適切に備品管理をしていただきたい。	措置済	正しい所管に備品台帳を修正した。今後は同様の誤りが生じないよう、適切に備品管理を行う。	教育総務課
		意見	・園内事故等について 担当課によると「職員の勤務体制の見直し等により改善を図りたい」とのことであったが、今後も事故の原因を検証し、再発防止に努めるとともに、重大事故を招くことのないよう図っていただきたい。	措置済	事故の発生時間を検証し、特に事故の多い活動時間帯について職員に注意を促した。講師を招いての運動教室を複数回実施し、子どもの運動能力(体幹強化)の向上によるケガの防止を図った。	幼児支援課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当
定期監査 H28.2.5	・西保育・教育センター ・幼児支援課 ・教育総務課	意見	・西小学校との交流について 西保育・教育センターと西小学校との間で積極的な交流が行われていることにより、保育所から小学校へのつなぎに良い効果をもたらしている。今後においても、さらなる交流を展開していただきたい。	措置済	今後とも各保育所の特色を活かして、幼保小連携事業を継続する。	幼児支援課
		意見	・その他 平成28年4月の入所申込状況によると、前年度に比べ待機児童が大幅に増加すると見込まれている。施設の整備や人材の確保、民間活用を行う等、教育委員会に属する部署間の連携を密にし、待機児童の解消に向け、計画的に取り組んでいただきたい。	措置済	継続して未満児保育の拡大を図り、待機児童の解消に取り組む。 平成28・29年度に別府保育所の増員及びNPO法人による小規模保育事業の新設を進めている。 また、保育士確保のための潜在保育士向け研修及び子育て支援員研修を実施する。	幼児支援課
定期監査 H28.1.15	・福祉生活課	意見	・指導監査結果の公表について 指導監査結果の公表は、法人運営の適正化のみではなく、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資する役割もあるとされる。社会福祉法人誠心会及びその他の法人についても、指導監査の結果を積極的に公表するよう、検討していただきたい。	措置済	結果を公表することによって、対象施設が限られてしまう現状において結果の公表はしないこととする。ただし、監査を実施することについての公表については検討している。	福祉生活課他
		結果	・瑞穂市身体障害者福祉協会に対する補助金について 補助金の一部が、公益上特に必要であるとは認め難い経費に充てられている。経費内容や補助対象事業を精査し、補助金額を縮減するべきである。同時に、補助金に頼らず運営できるよう、会費の見直しや賛助会費の確保、新規会員の加入促進について助言を行う等、協会の育成に尽力するべきである。	措置済	監査結果について役員に伝達。補助金の主旨について説明し、使用目的、事業内容について必要に応じて見直しを行うよう指導した。これまで新規会員の加入促進については、手帳交付時に窓口で職員による紹介はしているが、平成28年度よりどのような事業等であれば加入したいかの聞き取りを行い、協会に助言を行う予定である。	福祉生活課
		意見	なお、現在の補助事業実施報告書は、内容が十分であるとはいえない。役員研修会で得た知見とその活用方法等、実施事業により得たデータ及び成果について、詳細な報告を求めている。	措置済	実施事業により得たデータ及び成果について、詳細な報告を行うよう指導し、研修で得た知見等については、会員の研修で報告する等活用してもらうよう助言を行う。	福祉生活課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当	
定期監査 H28.1.15	・福祉 生活課	意見	・精算処理について 概算払で支給された旅費等に過誤払金等が生じた場合、直ちに精算を行う必要がある。精算漏れが生じることのないよう、再発防止に努めていただきたい。	措置済	財務会計システムにある「未処理の歳出伝票一覧表」を活用し、処理の済んでいない伝票について随時確認を行う。	福祉生活課	
定期監査 H27.12.2	・生津 小学校 ・学校 教育課 ・教育 総務課	1 物品管理について					
		結果	・物品の照合について 各学校等が保管する備品と、備品台帳一覧表に登録されている備品の照合を行うべきである。	措置済	備品点検及び照合を行い、現物がない備品に関しては廃棄手続きを行った。	教育総務課	
		結果	・備品の登録状況について 備品管理システムへの誤入力については、早急に修正を行うべきである。	措置済	修正を行った。	教育総務課	
		意見	・予算執行状況について 予算の消化が疑われることのないよう、計画的な執行に努めるとともに、より詳細な予算積算に努めていただきたい。	措置済	学校監査を行う際に、適切な予算執行と、予算積算はより明確にわかる内容を計上するよう指導した。	学校教育課	
		意見	・物品調達について 教育委員会において、必要とする物品及びその数量を調査し購入計画を立てる等、経済的・効率的な物品調達に努めていただきたい。	措置済	物品の調達については、必要とされる物品を極力まとめて発注することで安価に購入し、予算を有効的に執行するよう指導した。	学校教育課	
		2 学校運営等について					
		意見	・他校との交流について 各校の特色ある活動について、児童生徒間の交流学習が実現されるよう、検討を行っていただきたい。	改善進行中	今年度新しく組織されたMSKや既存のMSJ等の各小中学校の交流の場を通じて、児童生徒間の交流の充実を図る。 教職員においては、公表会等により互いに学び合い、自校の教育課程の向上を図っている。	学校教育課	
		意見	・未納給食費について 教育委員会と学校で協力して徴収に取り組んでいただきたい。その上で、特別な事情がないにもかかわらず納付に応じない場合は、平等性、公平性の観点から、適切に対応していただきたい。	措置済	学校の保護者面談の際、教育委員会による納付相談及び滞納整理を行う。	教育総務課	
		結果	・戸棚等の耐震化について 例年、同じ指摘をしていることから、市内の全小中学校等において、早急に確認し、対策を講ずるべきである。	措置済	全小中学校等に確認し、戸棚等の耐震化を講じた。	教育総務課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当
定期監査 H27.11.26	都市開発課	意見	・総括 (仮称)野白新田公園の遊具、トイレ、駐車場等の整備の見直しをしていただくとともに、今後の公園整備により、維持管理費も増大していくことから、財政状況や将来予測等を常に念頭に置き、計画的かつ効果の高い公園整備を行っていただきたい。	措置済	整備内容を見直し、遊具の設置を取り止めとした。 今後は、財政状況を見ながら計画的に整備する。	都市開発課
			現在計画中の遊具等の必要性を含め、整備計画全体の見直しを行うとともに、教育委員会等と連携して課外授業で利用する等、多くの市民に親しまれ利用される公園を建設していただきたい。	措置済	遊具については見直しを行い、取り止めとした。 公園の利活用については、教育委員会等と協議する。	都市開発課
		意見	・公園整備の現況等について この先10年後の2025年(平成37年)までの瑞穂市の人口は、増加すると推計されているものの、以降は人口減少が予測されていることや遊具の劣化等に伴う公園管理費も増大していくことが想定されることから、中間年次整備目標水準を達成していないとはいえ、目標達成のための公園整備とならないよう、常に財政状況、将来予測を念頭におき、計画的に整備を行っていただきたい。	措置済	財政状況を見ながら、整備内容も常に見直し、計画的に整備する。	都市開発課
			公園の整備については、地域による大きな偏りがないよう、バランスを考慮し配置していただきたい。	措置済	地域のバランスに配慮して配置する。	都市開発課
		意見	・今後の公園整備について 公園のトイレは必要不可欠なものであるが、その規模及び金額並びに設置箇所等について、市民から疑問を持たれることのないよう、常にコストを意識し適正に整備していただきたい。	措置済	整備内容についてコスト削減を念頭に置き、適正に整備する。	都市開発課
		意見	・新設公園の周知等について せっかく多額の公費を投入して建設しているのだから、今後は積極的な周知を図り、利用促進に努めていただきたい。	改善進行中	広報やホームページにて周知を図るための準備を進めている。	都市開発課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当
定期監査 H27.11.26	都市開発課	意見	<p>・防災担当課(総務課)等との連携について 指定緊急避難場所として指定するのであれば、災害が起きた際、真に利用可能な場所であるよう防災担当課等と連携し整備するとともに、速やかに市民に周知していただきたい。</p>	措置済	指定緊急避難場所に指定される場合は、総務課と協議して整備し、周知を図っていく。	都市開発課
		意見	<p>・概算払について 金額が確定している場合は、前金払とすべきである。担当課においても、「訂正処理を行い修正します。」とのことであったので、今後は適切に処理していただきたい。</p>	措置済	訂正処理を行った。今後は適正に処理をする。	都市開発課
定期監査 H27.10.26	下水道課	意見	<p>・資金前渡について 支出伝票に添付されていた領収書を確認したところ、宛名が瑞穂市長となっていた。瑞穂市会計規則第41条第1項では、資金前渡職員宛の領収書を徴さなければならないと定められていることから、今後は適切に事務を行っていただきたい。</p>	措置済	<p>資金前渡により支出する場合の領収書の宛名については、資金前渡職員が会計規則第41条第1項の規定を十分に理解し、再発防止に努めている。 また、基本的に資金前渡の支出とならないように努めている。</p>	下水道課
		意見	<p>・公営企業会計の適用について ・資産評価について 管きよの資産評価は、下水道課で実施する計画となっている。通常業務に加えての作業となることから、遅れが生じないよう、余裕をもって対応していただくとともに、資産評価方法については、環境水道部内での統一に努めていただきたい。</p>	改善進行中	<p>下水道等事業の平成30年4月の地方公営企業法の全部適用に向け、平成28年度に下水処理場の固定資産評価業務を委託しており、その業務の中に管きよの資産評価手法の検討助言を含めており、職員業務の軽減に努めている。 環境水道部内の統一に努めるという意見について、水道事業会計の資産評価手法や固定資産台帳の内容のことだと思われるが、下水道課の資産評価の進捗に合わせ協議等を行っていく。</p>	下水道課
		意見	<p>・資本的支出の判定について 下水道課においても、修繕料であるか工事請負費であるかについて、迷う場合があるとのことであった。今後、担当者が変わったとしても判定に迷うことがないように、知識の習得及び共有化に努めていただきたい。</p>	措置済	修繕料からの支出か工事請負費からの支出については、法人税基本通達を踏まえ、統一した判断ができるように知識の習得及び共有化に努めている。	下水道課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当
財政援助 団体監査 (瑞穂市 商工会) H27.4.7～ H27.7.7	商工会に対する結果と意見					
	商工会 商工農 政課	結果	(3) 振興資金引当預金について 振興資金引当預金の保管に 目的がないのであれば、余剰資 産を保有する団体となるため、 市から補助金を受ける理由がな い。今後、早急に方針を定め、 振興資金引当預金を活用する べきである。	改 善 進 行 中	合併前は「商工会館建設」を目 的で計上されていた科目で、今 後は新規事業の運営資金として 活用していく等の方針を、理事 会にて定め、総会で議決してい く予定である。	商 工 農 政 課
	商工会 商工農 政課	意見	(4) 福利厚生費等について 福利厚生費から、駐車場代助 成金として60,000円が支出さ れていた。商工会職員に係る駐 車場料金は、その性質上、補助 対象として相応しい経費ではな い。検討するとの回答であった が、職員に理解を求め、今後は 支給しないものとしていただき たい。	措 置 済	平成27年度より補助対象外経 費として計上した。	商 工 農 政 課
行政監査 (施設 修繕費) H26.9.19～ H27.2.12	全課	結果	・科目区分について 科目に対する考え方が部署に より異なっている場合は、施設 間の比較・分析が困難になると 考える。費用対効果を把握でき るよう、全庁的に統一の見解を 設けるべきである。	改 善 進 行 中	新地方公会計における資本的 支出と修繕費の区分基準は、法 人税基本通達に基づき事務処 理する方向で進めており、それ に伴う財務会計システムからの 仕訳処理の簡素化を検討してい る。	企 画 財 政 課
		意見	・財務書類との関連について 法人税法基本通達を踏まえた 形で科目を区分している部署が 存在し、今後の統一的な基準に よる財務書類の作成を見据える ならば、科目の区分基準(修繕 費支弁基準)を明確に定めた方 が事務の効率化につながると考 えるので検討されたい。	改 善 進 行 中	新地方公会計における資本的 支出と修繕費の区分基準は、法 人税基本通達に基づき事務処 理する方向で進めており、それ に伴う財務会計システムからの 仕訳処理の簡素化を検討してい る。	企 画 財 政 課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (H28.8時点)	回答担当
定期監査 H27.1.15	都市管理課	意見	・指定管理業務委託料について 指定管理業務委託料は、ふれあい公共公社の見積りにより積算されているとのことであった。平成25年度のふれあい公共公社の決算報告書による利益からすると、委託料が妥当とは判断しがたいため、積算根拠の見直しに努めていただきたい。	措置済	指定管理(2期目)に際し、ふれあい公共公社からの事業計画書により、運営方針等を審査し、適正であると判断した。今後も、民間企業も含め指定管理者を比較検討し、管理運営方針及び収支バランスを確認しながら指定管理料の節減に努める。	都市管理課
		意見	・稼働率について 稼働率の向上は使用料収入の増加につながるため、供用時間の拡大等、稼働率の向上につながる対策を検討されたい。また一方で、担当課は駐輪場の無人化による経費削減を考えているようであるが、いずれにせよ、収支バランスの改善に向けて対策を講ずるとともに、改善できないようであれば、統廃合という選択肢も視野に入れていただきたい。	改善進行中	平成28年度に第1駐輪場・第2駐輪場の終日営業を実施する為、自転車駐車場に監視カメラシステムの設置を行い、稼働率及び、公共サービスの向上を図るとともに機械化を視野に入れ人件費の削減をし、収支バランスの向上を図る。	都市管理課
定期監査 H26.10.9	教育総務課	意見	・営繕事業の必要性と今後について 厳しい財政状況においては、施設を適切に維持管理して長寿命化を図ることが重要となってくる。将来的には、公共施設全体を総合的に維持管理する新たな専門部署の設置も必要ではないかと考えるので、検討をいただきたい。	改善進行中	各部局が所管する公共施設等の情報について、横断的かつ一元的な管理を行うことを目的に、公共施設等を効率的に維持管理することができる「統括管理部門」の設置等を検討する。	企画財政課
随時監査 (委託費) H22.6.18～ H23.2.7	景観計画策定 基礎調査業務	結果	① 当委託を踏まえたうえで、平成22年度「策定業務委託」が予算計上されているが、公園計画優先のため保留になっている。基礎調査結果の有効活用を図るためにも景観計画策定のスケジュールを早急に立てて実行するべきである。	措置済	平成28年度より策定作業を始める。 現在は、委託業務の発注に向けた準備を行っている。景観特性の把握、市民意向調査、景観計画の前半部分の作成、庁内会議での協議等を予定している。	都市開発課